

島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県木造住宅耐震診断士の登録に関し必要な事項を定め、島根県内の木造住宅の耐震化促進に向けた体制及び耐震診断技術者に関する情報の整備を行うものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 所属建築士事務所 登録診断士が所属する建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所をいう。
- 二 木造住宅 在来軸組工法、伝統的工法、及び枠組壁工法の住宅とする。
- 三 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：財団法人日本建築防災協会）」による一般診断法により行う耐震診断に係る業務をいう。

(登録)

第3条 県は、次の各号に掲げる要件を満たした者を島根県木造住宅耐震診断士として登録することができる。（以下、「登録診断士」という。）

- 一 法第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に所属する法第2条第1項の規定による建築士（以下、「建築士」という。）であること。
- 二 島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第4条第3項の規定による島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者若しくは次項の規定による登録申請書の提出前3年以内において5戸以上の木造住宅の耐震診断の実績を有する者（以下、「実務経験者」という。）で、第9条に規定する講習会（以下、「実務講習会」という。）の受講修了者、又は実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者であること。
- 三 登録申請を行うことについて、所属建築士事務所の開設者の同意が得られていること。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を県に提出するものとする。ただし、前項第二号前段に該当するものは、実務講習会の受講修了後1年以内に限る。

- 一 島根県木造住宅耐震診断士登録申請書（別記様式第1号）
- 二 法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- 三 前項第二号前段に該当する者にあつては、実務講習会の受講修了証の写し
- 四 前項第二号前段に該当する者のうち実務経験者にあつては、木造住宅の耐震診断に係る実績証明書（別記様式第2号）
- 五 前項第二号後段に該当する者にあつては、別途定めるものとする。
- 六 写真2枚（申請前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であつて、縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの）

3 県は、前項の規定による申請があり、申請者が第1項の規定に適合する場合は島根県木造住宅耐震診断士として登録し、島根県木造住宅耐震診断士登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(島根県木造住宅耐震診断士登録名簿)

第4条 県は、前条第3項の登録を行った者を島根県木造住宅耐震診断士登録名簿（別記様式第4

号以下「診断士名簿」という。)に登載するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録診断士は、第3条第2項第一号の規定による登録申請書の記載事項に変更があった場合は、14日以内に次の書類を県に提出しなければならない。

- 一 島根県木造住宅耐震診断士登録事項変更届(別記様式第5号)
- 二 建築士の免許に係る変更にあつては、第3条第2項第二号に規定する書類
- 2 所属する建築士事務所を変更した場合は、第3条第1項第三号の規定を準用する。
- 3 登録診断士は、登録証に記載する内容に変更があった場合は、登録証の再交付を受けなければならない。この場合の手続きは第7条第2項を準用する。
- 4 県は、第1項による届出があつた場合は、診断士名簿の登載事項の変更を行うこととする。

(登録証の更新)

第6条 登録証の有効期間は5年とし、登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了日の前1年以内に、それぞれ当該各号に該当する講習会を受講しなければならない。

- 一 登録証の有効期間内に木造住宅の耐震診断を10戸以上実施した者 第9条第1項に規定する講習会又は第10条に規定する講習会
- 二 前号に該当しない者第9条第1項に規定する講習会
- 2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - 一 島根県木造住宅耐震診断士登録更新申請書(別記様式第6号)
 - 二 第1項に規定する講習会の受講修了証の写し
 - 三 第3条第2項第四号の規定による実績証明書
 - 四 第3条第2項第五号の規定による写真2枚
- 3 県は、前項の申請があつたときは、申請者に登録証を交付するものとする。
- 4 県は、登録証の有効期限満了の際、更新の手続きがされなかつた者については、登録を取り消すとともに、診断士名簿から抹消するものとする。この場合、第8条第2項の規定を準用する。

(登録証の再交付)

第7条 登録診断士は、登録証を破損し又は紛失した場合は、登録証の再交付を受けることができる。

- 2 登録診断士は、前項の規定による再交付を受ける場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 島根県木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書(別記様式第7号)
 - 二 第4条第2項第五号に定める写真2枚
- 3 県は、前項の規定による申請があり、やむを得ないと認めた場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 4 登録診断士は、第3項の規定による登録証の再交付があつた場合は、紛失した場合を除き既に交付を受けている登録証を県に返納しなければならない。また、紛失した登録証を発見した場合も同じとする。

(登録の取り消し)

第8条 県は、登録診断士が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- 一 第3条第1項第一号に規定する要件を満たさなくなった場合

- 二 第11条各項の規定に違反し、又は違反した事実が認められた場合
 - 三 その他、県が登録を取り消すことが必要と認める場合
- 2 県は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その者を診断士名簿から抹消し、島根県木造住宅耐震診断士登録取消通知書（別記様式第8号）により、本人に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により登録を取り消された者は、登録証を返納しなければならない。
 - 4 登録診断士は、登録を辞退しようとする場合は、島根県木造住宅耐震診断士登録取消願（別記様式第9号）に登録証を添えて提出しなければならない。この場合、第2項の規定を準用する。

（実務講習会）

第9条 県は、島根県木造住宅耐震診断士の登録に必要な実務講習会を実施するものとする。

- 2 実務講習会は、次の各号に掲げる内容とする。
 - 一 木造住宅における一般的な耐震診断方法
 - 二 島根県版木造住宅耐震診断支援ソフトを使用した木造住宅の耐震診断の演習
 - 三 木造住宅の耐震診断に係る現地調査の実務
 - 四 その他、木造住宅の耐震診断に関する事項

（登録証の更新に係る講習会）

第10条 第6条第1項第一号に規定する講習会は、島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第2条に規定する講習会とする。

（登録診断士等の責務等）

第11条 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、島根県内の木造住宅の耐震化に対して県民に助言を行う等、その促進に努めなければならない。

- 2 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、耐震診断に関して県民又は県内市町村から依頼又は相談があった場合は、応じるよう努めなければならない。
- 3 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、耐震診断を行うにあたり知り得た内容を他に漏らしてはならない。
- 4 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、登録診断士の名称を使って耐震診断以外の業務を行ってはならない。
- 5 登録診断士は、木造住宅の耐震対策に関し必要な知識、技術の向上に努めなければならない。
- 6 登録診断士は、耐震診断を行う際は常に登録証を携帯するものとし依頼者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

（報告）

第12条 登録診断士は、各年度の木造住宅の耐震診断の実施状況をその翌年度の4月末までに木造住宅耐震診断実施状況報告書（別記様式第10号）により、県へ報告しなければならない。

- 2 県は、第1項によるほか必要な報告を登録診断士へ求めることができる。

（診断士名簿の公表等）

第13条 県は、診断士名簿を県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

- 2 診断士名簿は、県内市町村におけるホームページ及びその他の手段による公表、又は閲覧に供することができるものとする。

第14条 本要綱によるほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

本要綱制定以前に島根県が実施した、「木造住宅の耐震診断に関する実務講習会」の受講修了者は、第3条第1項第三号の規定による実務講習会の受講修了者とみなす。